

愛 南 町  
分 別 収 集 計 画  
第 11 期

令和7年8月

愛 南 町

## 愛　　南　　町

### 分　別　收　集　計　画 目　　次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2～3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5～6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

# 愛南町分別収集計画

## 1 計画策定の意義

近年のごみ量の増大、ごみ質の多様化は中間処理施設に過大な負担をかけ、さらに最終処分場の残余容量の減少、新たな最終処分場用地の確保問題という種々の行政課題を生み出している。

一方では、環境保全、資源確保等への関心の高まりから、従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、ごみの減量化、資源化を実践し、ごみの適正な処理・処分が求められている。快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量消費、大量生産、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画は、このような状況のなか、自然と調和した快適で住みよい生活環境づくりのため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を住民、事業者、行政が一体となり分別収集し、それぞれの役割を明確にすることで、実現可能な新しい循環型社会構造を目指した廃棄物処理体制を確立し、これを推進するものである。併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成につながるものである。

## 2 基本的方向

本町で実施可能な範囲の分別収集計画を策定するが、住民の協力なしでは計画を進めることは不可能であるため、まず、容器包装廃棄物の排出源である住民に本計画を理解してもらうための啓発活動を行うこととする。

また、行政は分別収集された容器包装廃棄物の適正な処理を行い、事業者は容器包装廃棄物の再商品化を行うといった責任分担を確立し、住民、事業者、行政が一体となり快適な生活環境、ごみの排出抑制、リサイクルを行うことを基本とした地域社会の育成を図る。

### 【町の基本方針】

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

### 【町のごみ処理基本方針】

循環型社会の形成

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	931 t	909 t	887 t	866 t	845 t
製品プラスチック	251 t	245 t	239 t	233 t	228 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

#### (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めるため、住民、事業者の意見調査等を行いながら、積極的に反映させていくものとする。

#### (1) 環境教育、啓発活動の推進

住民、事業者に対し、容器包装廃棄物とはどのごみを指すのか、またそのうち何をどのように回収するのか、なぜ容器包装物を回収する必要があるのかを分かりやすく示すための啓発活動を行う。

- 宇和島広域事務組合環境センターでの分別作業の見学や再生品等の見本の展示を行い、環境学習の場を提供する。
- 広報誌、ホームページ及び本町独自のかんきょうかわら版を利用した啓発を行う。
- 学校や住民を対象に環境学習会を開催し、ごみ排出の抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果に並びに環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動に積極的に取り組む。

#### (2) 過剰包装の抑制

商店やスーパーにおいて販売者、消費者双方の合意により包装の簡素化を推進する。

(3) マイバッグの持参の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参を推進する。

(4) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要的ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん類	
主としてガラス 製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	缶・びん類
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集する もの	製品プラスチック	

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み**  
**(法第8条第2項第4号)**

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	22t		21t		21t		20t		20t	
主としてアルミ製の容器	26t		25t		25t		24t		24t	
無色のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t		(合計) 28t	
	(引渡量) 31t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 30t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 29t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 28t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 37t		(合計) 36t		(合計) 35t		(合計) 34t		(合計) 34t	
	(引渡量) 37t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 35t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 34t	(独自処理量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t	
	(引渡量) 11t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 11t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 10t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 10t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 10t	(独自処理量) 0t
主として段ボール製の容器	53t		52t		51t		49t		48t	
主としてポリエチレンテフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 40t		(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 36t	
	(引渡量) 40t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 39t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 38t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 37t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 36t	(独自処理量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 4t		(合計) 5t		(合計) 7t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 4t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 5t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 7t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 8t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 8t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t									
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 0t								
製品プラスチック	(合計) 1t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 3t		(合計) 3t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 3t

令和8年度については、令和6年度の実績を参考にし、令和9年度以降については、人口変動率を利用した。

## 9 特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法

前年度実績量に人口変動率等を乗じて算定する方法を採用

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準適合} \\ \text{物等の量の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{直近年度の特定分別基} \\ \text{準適合物等の収集実績} \end{pmatrix} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、本町の人口増減を基に勘案し、次のとおり設定した。

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
総人口	17,901人	17,475人	17,060人	16,654人	16,258人
対前年度比	-2.38%	-2.38%	-2.38%	-2.38%	-2.38%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)

収集・運搬の段階、選別・保管の段階での実施者について下表に示す。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金属	スチール製容器	缶・びん類	委託業者による定期収集	宇和島地区 広域事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	缶・びん類	委託業者による定期収集	宇和島地区 広域事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	町による拠点回収	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	宇和島地区 広域事務組合
	プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	町による拠点回収	町
	製品プラスチック	製品プラス チック	町による拠点回収	町

## 処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状・形式・能力・数量等）
排出	集積所・ ストックハウス	共通集積所（各地区ステーション、本庁・各支所）
収集・運搬	収集車両	共通車両（3t パッカ一車）
		専用車両（3t 深ボディ一車）
選別・保管	町ストックヤード	保管庫
	宇和島地区広域事務 組合環境センター	20t / 5h / 日（缶・びん類、ペットボトル）

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本町の施設では段ボール、プラスチック製容器包装、製品プラスチックの保管を行う。

### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん類	指定袋	(3t) パッカ一車	宇和島地区 広域事務組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	缶・びん類	指定袋	(3t) パッカ一車	町ストックヤード (保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製 容器				
段ボール	段ボール	縛る	(3t) 深ボディ一車	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	(3t) パッカ一車	宇和島地区 広域事務組合
プラスチック製容器 包装	プラスチック 製容器包装	透明ビ ニール 袋	(3t) 深ボディ一車	町ストックヤード (保管)
製品プラスチック	製品プラス チック			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、住民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、住民、事業者、行政が一体となって取り組むための組織を設置し、ごみの適正処理の推進体制を整備する。

### ◎ 愛南町環境審議会（平成19年8月1日設置）

#### （1）活動内容

- ① 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- ② その他環境行政の総合的推進に関する重要事項に関すること。

#### （2）構成メンバー

環境の保全に関し学識経験のある者、町民、町民団体の代表者、事業者の代表者及びその他町長が必要と認める者で15名以内の委員で構成する。

#### （3）その他

##### ① 事業者の協力

町内ボランティア活動事業やイベント等に積極的に参加し、事業者内のごみ減量を推進する。

##### ② 資源化回収再生事業者の協力

町内ボランティア活動事業やイベント等に積極的に参加し、再生事業の現況、技術等住民に情報提供を行う。